

令和 6 年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期

令和 6 年 7 月から令和 7 年 2 月まで実施。

(2) 一般指導監査

実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人・施設・事業所数	文書指摘率 %	R5 文書指摘率%
法人本部	一般法人	10	0	10	7	70.0	33.3
	社会福祉協議会・共同募金会・いのちの電話	4	0	4	1	25.0	42.9
	法人本部 合 計	14	0	14	8	57.1	36.4
社会福祉施設等	保護施設	0	0	0	0	0.0	0.0
	養護老人ホーム	2	0	2	1	50.0	100.0
	軽費老人ホーム	1	0	1	1	100.0	100.0
	有料老人ホーム	8	0	8	7	87.5	100.0
	障害児入所施設	7	0	7	6	85.7	100.0
	障害者支援施設	5	0	5	5	100.0	87.5
	保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園	96	113	209	69	33.0	32.5
	児童養護施設等	9	1	10	2	20.0	40.0
	社会福祉施設 合 計	128	114	242	91	37.6	39.8
合 計		142	114	256	99	38.6	39.5

(3) 特別監査

実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と高齢者福祉課、青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

令和 6 年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

令和6年6月から令和7年2月まで

(2) 指 導

① 運営指導

区 分		運営指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率%	R5 文書指摘 率%
	介護老人福祉施設	2 6	1 7	65.3	84.6
	介護老人保健施設	6	6	100.0	70.0
	介護医療院	2	2	100.0	0.0
	施 設 合 計	3 4	2 5	73.5	80.6
居 宅 サ ー ビ ス	特定施設入居者生活介護	1 0	1 0	100.0	100.0
	短期入所生活介護	3 3	2 3	69.6	75.0
	短期入所療養介護	8	8	100.0	80.0
	通所介護	5	4	80.0	84.6
	訪問介護	1 4	1 0	71.4	70.0
	訪問看護	7	5	71.4	90.0
	訪問入浴介護	1	0	0.0	0.0
	訪問リハビリテーション	2	2	100.0	100.0
	通所リハビリテーション	0	0	0.0	100.0
	福祉用具貸与	4	4	100.0	71.4
	福祉用具販売	4	4	100.0	71.4
	居宅サービス合計	8 8	7 0	79.5	79.6
	合 計	1 2 2	9 5	77.8	90.3

② 集団指導（3月）

課ホームページへ資料及び動画 URL を掲載し、確認報告を受ける形式とした。

4月末を目途に確認報告を受付中。

(3) 監 査

実施なし。

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 運営指導

出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見指導監査室が実施。

② 集団指導

高齢者福祉課が実施。

③ 監 査

原則として高齢者福祉課が実施し、必要があると認められる場合は関係課と共同実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

令和6年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

① 感染症、事故等の発生時の適切な対応

② 事業継続計画（BCP）の策定

③ 防災対策の充実・強化

④ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取組推進

⑤ 人員、設備及び運営に関する基準の遵守

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

実施なし。

②運営指導

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした運営指導の徹底を図った。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。
- ・感染症対策、防災対策、高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、運営指導を実施した。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

課ホームページへ資料及び動画 URL を掲載し、確認報告を受ける形式とした。

4月末を目途に確認報告を受付中。

(7) 令和6年度の主な指摘事項

○重要事項説明書

- ・重要事項説明書の掲示あるいは書面の備え付けがされていない。
- ・重要事項説明書の記載内容が不十分である。
- ・重要事項説明書の内容と運営基準で定めた内容が一致していない。

○勤務体制の確保

- ・ハラスメント防止のための措置が十分に講じられていない。
- ・医療・福祉関係の資格を有していない介護職員に認知症介護基礎研修を受講させていない。

○高齢者虐待の防止

- ・指針は定めているが、項目に不備が見られた。
- ・定期的に行わなければならない研修について、実施内容が記録で確認できなかった。

○身体的拘束等の適正化

- ・指針は定めているが、項目に不備が見られた。
- ・適正化委員会の構成メンバーや、適正化対応策の担当者が明確でなかった。
- ・定期的に行わなければならない研修について、実施内容の記録が不十分であった、もしくは定められる回数の実施が確認できなかった。

○秘密の保持

- ・従業者との雇用時等に秘密を保持すべき旨を取り決めていない（誓約書が提出されていない）事例があった。

○変更届出・変更許可申請

- ・専用区画や職員の人数等、厚生労働省令で定める事項に変更があった際に変更届出や変更許可申請が行われていない。

○衛生管理

- ・感染症の予防のための研修や訓練を実施したことが記録で確認できなかった。

○業務管理体制の整備

- ・業務管理体制の整備に係る届出事項に変更が生じているが、届出が行われていない。

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

令和6年7月から令和7年3月まで

(2) 指導

①運営指導

区 分		運営指導施設 ・事業所数	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘率%	R5 文書指摘 率%
施設	障害児入所施設	7	6	85.7	100.0
	障害者支援施設	5	5	100.0	87.5
障害 福祉 サ ー ビ ス	短期入所事業	8	7	87.5	93.8
	共同生活援助	24	23	95.8	100.0
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、就労定着支援、自立 生活援助	48	47	97.9	87.0
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、 同行援護	17	17	100.0	80.0
	療養介護	1	0	0.0	0.0
	障害児通所支援事業	42	42	100.0	81.8
	障害福祉サービス合計	140	136	97.1	88.5
	相談支援事業	20	16	80.0	100.0
合 計		172	163	94.7	89.4

②集団指導（3月）

オンラインでの動画視聴形式で実施。

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」及び「島根県指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①運営指導

出雲地域、隠岐地域については地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施し、石見地域については地域福祉課石見指導監査室が実施。

②集団指導

障がい福祉課が実施。

③監査

原則として障がい福祉課が実施し、必要があると認められる場合は関係課と共同実施。

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

令和6年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

①障害福祉サービス等の質の確保と向上

②自立支援給付の適正化

③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

④市町村事業との整合性の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

実施なし。

②運営指導

- ・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は、サービス提供記録の記載の不備であり、その他は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・令和4年度から義務化された利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

(7) 令和6年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・重要事項説明書に必要な事項の記載がない。
- ・個別支援計画の原案の作成、作成に係るモニタリングの記録、会議の記録がされていない。また、個別支援計画の作成に係る会議を開催する際に、利用者本人を参加させていない。
- ・運営規程について、義務化となっている取組が努力義務の規定になっている。
- ・事業所ごとの従業員の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していない。また、委員会、研修及び訓練を定期的の実施していない。
- ・必要な事項を掲示していない。
- ・サービスを提供した際、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を都度、記録していない。また、記録に際して支給決定障害者等からサービスを提供したことについて確認を受けていない。
- ・虐待防止や身体拘束等の適正化を図る措置が図られていない。
- ・苦情解決責任者と苦情受付担当者について、同一の従業員が担当している。
- ・利用者との利用契約後、契約支給量（契約内容）について、市町村へ報告が行われていない。また、受給者証に、サービスの内容や契約支給量など記載が必要な事項が記載されていない。
- ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施していない。

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・加算要件である支援の記録が不十分。

4 認可外保育施設に対する指導及び監督の実施状況

(1) 実施時期

令和6年5月から令和6年12月まで

(2) 通常の立入調査

区 分	立入施設数	文書指摘施設数	文書指摘率%	R5 文書指摘率%
認可外保育施設	15	8	53.3	40.0

(3) 特別立入調査

実施なし。

(4) 指導及び監督の実施体制

「島根県認可外保育施設指導監督実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 通常の立入調査

東部の施設は、子ども・子育て支援課が単独、西部の施設は、地域福祉課石見指導監査室が実施

② 特別立入調査

実施なし。

(5) 指導・監督における実施方針

令和6年度の指導・監督に当たっては、「認可外保育施設指導監督基準」に照らし合わせて、各種基準を満たしているかどうか留意して実施した。

(6) 指導・監査結果の概要

- ・施設の運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・施設において改善を要する事項については、概ね1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料により確認を行った。
- ・また、文書指摘に至らないまでも、改善を必要とする事項については、口頭で指導・助言をした。

(7) 令和6年度の主な指摘事項

- ・安全計画を策定していない。
- ・安全計画を保護者に周知していない。
- ・避難消火訓練を実施していない。
- ・救命救急訓練を実施していない。

(7) 令和6年度の主な指摘事項

①法人本部（文書指摘事項）

○組織運営関係

- ・評議員及び役員の任期が定款の規定に基づき設定されていない。
- ・評議員及び役員の選任について、特殊の関係にある者及び兼務関係等が確認されていない。
- ・在任する評議員の人数について、評議員の欠員補充がされておらず、理事の人数を超える評議員の人数が確保されていない。
- ・評議員会の招集について、理事会において評議員会の開催日時のみ決定され、開催場所、議案等法律に定める事項が決定されていない。
- ・理事長選定の際の理事会において、招集通知の省略の手続(理事及び監事の全員の同意)が取られていない。
- ・理事会の決議にあたり、当該議案に特別の利害関係を有するものが議決に加わっていないことを審議前に確認していない。
- ・理事長の職務の執行状況の理事会への報告について、定款の規定に基づいた回数の報告がなされていない。
- ・役員等賠償責任保険を保険業者と締結する際に理事会の承認を得ていない。
- ・理事会の議事録について、監事の署名（又は記名押印）がない。

○会計関係

- ・費用弁償の旅費の金額について、対象者ごとに計算方法に相違がある。

②養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム

- ・重要事項説明書の記載内容に誤りがあった。
- ・重要事項の揭示が不十分。
- ・有料老人ホームの職員が介護保険サービスと兼務する場合の勤務時間が不明確。
- ・ハラスメント対策が実施されていない。
- ・事故発生防止のための委員会、研修が定期的実施されていない。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。

③障害児入所施設

○運営基準関係

- ・重要事項説明書に必要な事項の記載がない。
- ・個別支援計画の記載項目が不足している。個別支援計画作成に係る会議に本人が参加しない場合、本人の意見が尊重される体制が確保できていない。
- ・虐待防止のための指針に、必要な項目が記載されていない。

○報酬関係

- ・加算要件である記録の内容が不十分。

④障害者支援施設

○運営基準関係

- ・重要事項説明書に必要な事項の記載がない。
- ・揭示物に必要な事項の記載がない。
- ・受給者証に必要な事項の記載がない。
- ・利用契約書に必要な事項の記載がない。
- ・サービス提供の記録について、利用者の確認を受けていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に必要な事項の記載がない。

○報酬関係

- ・加算要件である記録の内容が不十分。

⑤保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

○運営管理関係

- ・保育士採用に際し、保育士特定登録取消者管理システムのデータベースを活用していない。
- ・安全計画を策定していない。
- ・安全計画を保護者に周知していない。
- ・頭上にある物品等の落下防止策、危険個所の安全対策が講じられていない。
- ・避難訓練・消火訓練を毎月行っていない。
- ・避難確保計画が未作成、訓練の結果を報告をしていない。
- ・当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超過している。

⑥児童養護施設等

○利用者処遇関係

- ・消火及び避難訓練が毎月行われていない。
- ・子どもの権利ノートの所持確認や説明記録が記載されていない。

○運営管理関係

- ・検食簿が整備されていない。

令和 7 年度社会福祉法人等指導監査実施計画

島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱第 10 条、島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱第 7 条、島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱第 7 条、島根県指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱第 7 条及び認可外保育施設指導監督実施要領第 3 条の規定に基づき、令和 7 年度の社会福祉法人及び社会福祉施設等、介護保険施設等、障害福祉サービス事業者等及び認可外保育施設（以下「社会福祉法人等」という。）に対する指導監査又は指導、監査及び監督（以下「指導・監査等」という。）の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているか、法人等の指導・監査等においては、利用者本位の福祉サービスの提供により円滑な事業運営が確保されているか、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、社会福祉法人指導監査要綱（平成 29 年 4 月 27 日付け厚生労働省三局長通知）の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき法人本部監査を実施する。

なお、社会福祉施設等の指導・監査等の実施にあたっては、各市と連携し、効果的な指導・監査等を実施することとする。

（１）法人及び社会福祉施設等

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の権利及び人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

（２）介護保険施設等

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- ②保険給付の適正化
- ③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

（３）障害福祉サービス事業者等

- ①障害福祉サービス等の質の確保と向上
- ②自立支援給付の適正化
- ③利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ④市町村事業との整合性の確保

（４）認可外保育施設

- ①「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことによる適正な施設運営の確保
- ②児童の権利擁護、安全対策の徹底及び適切な処遇の確保

2 重点指導項目

社会福祉法の改正に伴い、法人の経営組織のガバナンスの強化等が求められ、これらに適切に対応する必要がある、改正後、各法人最低 2 回の実地監査を行った。令和 5 年度から 3 巡目に入っており、より効果的な監査を実施するため、令和 4 年度まで法人が監査時に提出していた監査調書を法人の自主点検表と位置づけ点検の機会としていただくとともに、附属資料として、契約の状況の抽出等、実地で効率的に監査を実施するための補足資料（状況調査資料）を提出していただくこととしている。

また、従前からの一般監査（介護保険事業及び障害福祉サービス事業にあつては「指導」）において特に指摘事項の多かった項目、及びこれまでの特別監査及び監査を実施するに至った不祥事案の発生原因を重点指導項目として設定する。

また、近年の大規模な自然災害、不審者等による事件の発生を受け、利用者の安全確保が重要視されており、これらへの対策及び具体的な取り組み状況について、重点事項点検表又は調書に項目を設け確認を行う。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設と定められた社会福祉施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に当たっては、市町村地域防災計画対象の全ての社会福祉施設等において作成されるよう指導を行い、また、各基準条例等で規定された感染症対策の強化及び災害等における最低限度のサービス提供の維持のための、具体的な事業継続計画（ＢＣＰ）及び児童の安全確保のための計画の策定等を促す。

（１）法人本部

①組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備と運用
- イ 適正な評議員・役員等の選任手続及び適正な理事会・評議員会運営の確保
- ウ 監事監査機能の強化

②管理・経理関係

- ア 適正な会計処理（適正な契約事務、法人外資金流出への厳正な対応）
- イ 適切な資産管理
- ウ 情報公開の推進（義務付けられた情報の公開）
- エ 役員等報酬等の支給状況の確認

（２）社会福祉施設等

①利用者、入所者の処遇（支援）関係

- ア 適切な個別処遇（支援）計画、全体的な計画の策定、見直し及び記録の整備
- イ 利用者の人権の尊重の取り組みの推進
 - ・苦情解決の取り組みの確立
 - ・身体拘束禁止への取り組みの推進
 - ・虐待等の防止

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ウ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員へ周知徹底
- エ 利用者預り金の適正な管理

（３）介護保険事業者等

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の遵守
- イ 業務管理体制の整備
- ウ 介護報酬の請求事務の適正化
- エ 個別サービス計画の策定、見直し及び記録の整備
- オ 虐待防止及び身体的拘束等適正化等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体的拘束等適正化に向けた個別サービス計画を含む「一連のプロセス」に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- カ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・防災計画の策定及び非常時の連絡・避難体制の確立

- ・消火訓練・避難訓練の適正実施
- ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- キ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ク 業務継続計画の策定と計画に従った研修及び訓練の実施
- ケ 協力医療機関との連携体制の構築
 - ・入所者の病状急変時等における相談対応、診療、入院受け入れが可能な協力医療機関との連携
 - ・入所者の病状急変時等の対応に関し、定期的（年1回以上）に確認

（４）障害福祉サービス事業者等

- ア 人員基準、施設基準、運営基準の確保
- イ 自立支援給付の算定及び取り扱いの適正化
- ウ 利用者等に求める金銭の支払い範囲及び負担額の受領
- エ 重要事項の説明及び掲示
- オ 個別支援計画の策定、見直し及び記録の整備
- カ 虐待防止及び身体拘束禁止等人権の尊重の取り組みの推進
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止についての認識の普及と制度理解の徹底
 - ・虐待防止及び身体拘束禁止に向けた個別支援計画の策定と個別支援計画に基づくサービス提供の推進
 - ・苦情解決の取り組みの推進
- キ 防災・防犯対策の充実、強化
 - ・非常時の連絡・避難体制の確立
 - ・消火訓練・避難訓練の適正実施
 - ・不審者等への的確な対応、侵入の防止対策
- ク 事故の予防と事故発生時の適切な対応
 - ・事故、感染症、食中毒等の予防と対応マニュアルの作成及び職員への周知徹底
- ケ 利用者預り金の適正な管理
- コ 業務継続計画の策定並びに計画に従った研修及び訓練の実施
- サ 安全計画の策定並びに計画に沿った研修及び訓練の実施（障がい児に限る）
- シ 協力医療機関との連携体制の構築
- ス 複数の事業主体からのサービスを組み合わせて実施している事業所の運営の適正化

（５）認可外保育施設

- ア 人員、設備及び運営に関する基準の確保
- イ 施設及びサービスに関する内容についての説明及び掲示
- ウ 防災・防犯対策の充実、強化
- エ 児童の安全及び衛生管理
- オ 事故の予防と事故発生時の適切な対応

3 社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期

社会福祉法人等の指導監査等の対象、実施形態及び実施時期については別に定める。

4 指導・監査時の提出調書等

- （１）指導・監査時に法人、施設・事業者から提出する調書等の種類は別表のとおりとする。
- （２）種類ごとの調書等の内容は別に定める。

(別 表)

種 別	法人、施設・事業者から提出していただく調書・資料等
法人本部	社会福祉法人監査自主点検表（【法人本部編】、【会計管理編】）、状況調査資料
生活保護	生活保護施設監査調書
児 童	指定福祉型障害児入所施設監査調書、指定医療型障害児入所施設監査調書、指定障害児通所支援事業者指導調書
	保育所等監査調書 幼保連携型認定こども園監査調書
	児童福祉施設監査調書 （助産施設、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）
	認可外保育施設運営状況報告（地方裁量型認定こども園にあっては、認定こども園の運営状況報告）
障 が い	指定障害福祉サービス事業者指導調書（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、就労定着支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（共同生活援助）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（短期入所）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（療養介護）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（重度障害者等包括支援）
	指定障害福祉サービス事業者指導調書（自立生活援助）
	指定障害者支援施設指導調書 指定一般相談支援事業者指導調書
老 人	養護老人ホーム監査調書
	有料老人ホーム監査調書
	軽費老人ホーム（ケアハウス）監査調書
	*介護保険関係は事前に提出を求める指導調書なし（自己点検表有り）